

計画等の案の概要

名 称	難病患者に対する県有施設の利用料金の減免について						
公表するもの	難病患者に対する県の施設の利用料金の減免に伴う規則改正案の概要						
県民意見の募集	<input checked="" type="checkbox"/> 有	有の場合は その募集期間	令和6年12月25日(水)～令和7年1月22日(水)				
	無						
担当課等名	健康福祉部医療局疾病対策課難病対策班		電話番号 054-221-3393				
総合計画における位置づけ	2-1 医療提供体制の確保・充実と健康寿命の延伸 (2) 質の高い医療の持続的な提供						
審議会等の名称	—						
<p>1 趣 旨</p> <p>(1) 制度改正の理由</p> <p>利用料金を徴する県有施設の多くは、障害者基本法に基づき、障害者への施設利用料等の減免を実施していますが、障害者手帳を持たない難病患者は、利用料金の減免対象となっておりません。</p> <p>県では、難病患者の社会参加を支援するため、県有施設の利用料金の減免対象に指定難病患者を加えることとしました。</p> <p>(2) 改正にあたっての基本的考え方</p> <p>指定難病の患者が、障害者手帳の交付を受けている方と同等のサービスを受けられるよう、県有施設において利用料金の減免対象となる「障害者」の定義に、指定難病の医療受給者証と登録者証の所持者を加えることとしています。</p> <p>2 改正概要</p> <p>(1) 改正する規則</p> <p>ア 静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則</p> <p>イ 静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>ウ ふじのくに地球環境史ミュージアムの設置、管理及び使用料に関する条例施行規則</p> <p>エ 静岡県立水泳場及び静岡県富士水泳場の設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>オ 静岡県武道館の設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>カ 静岡県富士山世界遺産センターの設置、管理及び使用料に関する条例施行規則</p> <p>キ ふじのくに茶の都ミュージアムの設置、管理及び使用料に関する条例施行規則</p> <p>ク 静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する規則</p> <p>(2) 利用料金の減免対象となる「障害者」の定義</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">改正前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</td> <td style="padding: 5px;">身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付又は同法第28条第2項の規定による指定難病にかかっている旨の証明を受けている者</td> </tr> </tbody> </table>				改正前	改正後	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付又は同法第28条第2項の規定による指定難病にかかっている旨の証明を受けている者
改正前	改正後						
身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付又は同法第28条第2項の規定による指定難病にかかっている旨の証明を受けている者						